

令和7年9月26日

変 更 公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也
(公 印 省 略)

令和7年9月25日付公告第KN09号、「米粉 ほか262件」に係る一般競争入札を下記のとおり変更する。

【変更項目】

別紙を追加する

[変更後]

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 令和07, 08, 09年度の全省庁統一資格において東海・北陸地域の「物品の販売」等級「D」以上を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (4) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の入札参加は認めない。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものではないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって当該者同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (8) 食品衛生法施行令第35条第1項各号に掲げる業者にあつては、食品衛生法第55条に規定する営業の許可を受けている旨の保険所長の証明書を提出すること。
- (9) 前号以外の糧食品の業種で、都道府県条例で営業の許可又は届出をするよう規定されているものにあつては、許可又は届出がなされている旨の保険所長の証明書を提出すること。
- (10) 「食品衛生監視票について」(薬生食監発0326台5号 令和3年3月26日)に規定する食品衛生監視票の最近6か月以内の記録の写し(保険所長の確認印あるもの。)の提出をすること。

2 適用する契約条項及び契約条項等を示す場所

- (1) 適用する契約条項
駐屯地用標準契約の糧食品売買契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項とする。
- (2) 契約条項等を示す場所
第408会計隊春日井派遣隊事務所

3 入札説明会及び競争入札執行場所及び日時

- (1) 入札説明会
実施しない
- (2) 入札場所・日時
ア 場所
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊 入札室
イ 日時
令和7年10月9日(木) 09時30分

ウ その他

新型コロナウイルス又は、インフルエンザ等感染防止のため、郵便入札（持参可）のみとする。（外から確認できる場所に入札書が封入されている旨を記載してください。）

4 保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除 ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の 100 分の 5 以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金

免除 ただし、契約締結後、その義務を履行しないときは、契約金額の 100 分の 10 以上を徴収する。

5 落札決定方法

(1) 単価決定(消費税抜き)

(2) 当隊所定の予定価格の範囲内であり、最低の価格を見積もった者を落札者とする。

(3) 入札書に記載された金額に 10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額(消費税抜きの金額)を入札書に記載すること(その金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる)。ただし、軽減税率を適用する品目については、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額(消費税抜きの金額)を入札書に記載すること(その金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる)。

(4) 同価の場合は、抽選を行う。

6 契約書の作成：落札決定後、速やかに作成する。

7 入札及び契約条件

(1) 電信・電話、FAXによる入札は認めない。

(2) 入札に参加する場合は、入札日前日までに添付の入札参加申込書を提出すること。

(3) 入札書の「見本」に丸印が記載されている品目については令和 7 年 10 月 3 日（金）1200 までに春日井駐屯地業務隊糧食班に見本品を提示すること。

※海産物については、前日の令和 7 年 10 月 2 日（木）までに提出すること。

(4) 郵便による入札については、入札日直前の平日までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。

(5) 入札品目は全て同等品可とする。ただし同等品で入札に参加する場合は、同等品申請（様式随意）により入札日の 3 日前までに会計隊契約班に提出し、許可を受けること。

(6) 代理人による入札の場合は、入札執行に先立ち委任状（書式随意）を提出すること。

8 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名が判明し難い入札
- (3) 入札開始時刻に遅れた入札
- (4) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の入札
- (5) 見本品を提出する品目について、見本品を提出しないで応札した場合
- (6) 見本審査の結果、不合格となった品目を提出した者が応札した場合

9 その他

- (1) 再度入札については別途通知する。
- (2) 市場価格調査にご協力ください。入札書と同封は避けてください。
- (3) 宅配便等を使用して糧食品を納入する際は、駐屯地業務隊糧食班事務所に確実に配送できる手段に限る。(警衛所止まりになる、ゆうパック等による配送は不可)
- (4) 問い合わせ先

〒486-0803 愛知県春日井市西山町無番地 陸上自衛隊春日井駐屯地

T E L : 0568-81-7183

F A X : 0568-81-9072

入札、各種書類に関する問い合わせ：第408会計隊春日井派遣隊 永井（内線388）

規格、見本審査、納地などの問い合わせ：春日井駐屯地業務隊補給科糧食班 藤田（内線343）

本公告は、陸上自衛隊春日井駐屯地、陸上自衛隊守山駐屯地、陸上自衛隊久居駐屯地、陸上自衛隊豊川駐屯地に掲示しているとともに、陸上自衛隊中部方面隊ホームページにも掲載している。

(<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>)

